

郡山市こども・若者計画

【実施計画 2025】

2025(令和7)年3月
郡山市

目 次

1 施策の体系	p.1
2 施策の体系別事業数	p.3
3 実施計画の評価について	p.5
4 各基本目標の構成事務事業等	
Ⅰ ライフステージを通じた重要事項	
1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	p.6
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	p.7
3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	p.12
4 こどもの貧困対策	p.13
5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	p.16
6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	p.19
7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	p.21
Ⅱ ライフステージ別の重要事項	
1 〈こどもの誕生前から幼児期まで〉	
切れ目のない「子育て」支援と質の高い「子育て」環境の整備	p.23
2 〈学童期・思春期〉	
こどもの健全育成と多様な居場所の提供	p.28
3 〈青年期〉	
すべての若者が社会の一員として尊重され自己実現できる地域づくり	p.33
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項	
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	p.36
2 地域子育て支援、家庭教育支援	p.38
3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	p.41
4 ひとり親家庭への支援	p.44

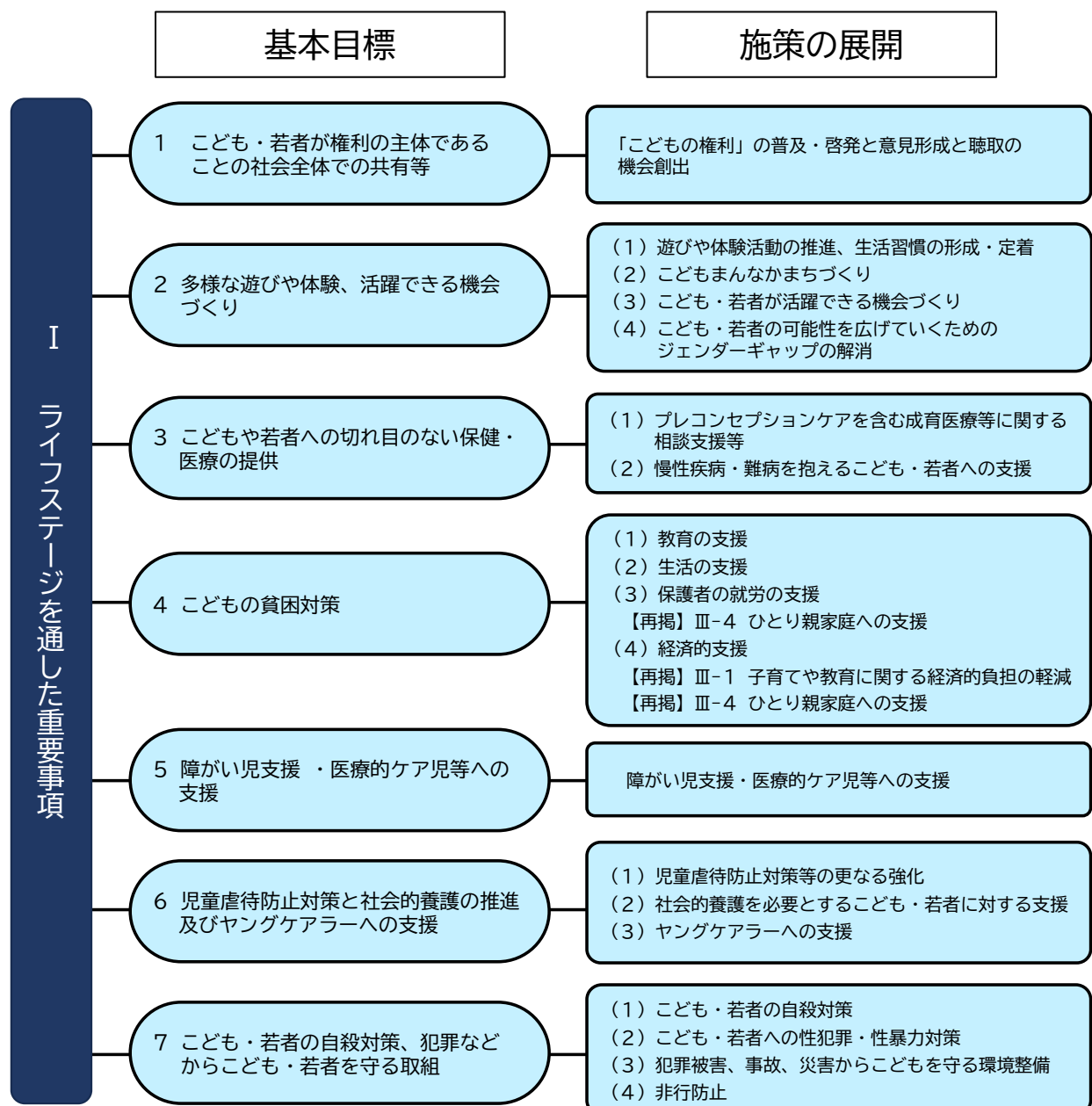
1 施策の体系

基本理念、基本の方針及び基本目標について、以下の施策体系とします。

<基本理念>すべての子ども・若者のウェルビーイングを実現するまち こおりやま

<基本の方針>

- 1 子ども・若者の権利保障と最善の利益
- 2 子ども・若者の意見表明と社会参画
- 3 子どもが安心して生まれ、すこやかに育つことができる社会の実現
- 4 子ども・若者の自立を支える社会の実現
- 5 子ども・若者の貧困と格差の解消
- 6 若い世代の多様な人生の希望形成と実現の支援
- 7 関係機関や民間団体との協働



基本目標

施策の展開

Ⅱ ライフステージ別の重要事項

1 くどもの誕生前から幼児期まで
切れ目ない「子育て」支援と
質の高い「子育て」環境の整備

(1) 妊産婦やくどもの切れ目ない健康の確保
(2) くどもの誕生前から幼児期までのくどもの成長の
保障と遊びの充実

2 く学童期・思春期
くどもの健全育成と多様な居場所の
提供

(1) くどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境
の充実
(2) 安心して過ごせる多様な居場所の提供
(3) 小児医療体制の充実及び心身の健康に関する正しい
知識の普及と相談支援
(4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報
提供や教育
(5) いじめ防止
(6) 不登校のくどもへの支援
(7) 体罰や不適切な指導の防止

3 く青年期
すべての若者が社会の一員として
尊重され自己実現できる地域づくり

(1) すべての若者の生きる権利の保障
(2) 希望と必要に応じた学びの機会の保障
(3) 働きがいのある就労と多様なキャリア形成の実現
(4) 若者の意見表明と社会参画の推進
(5) 若者の社会的包摂を実現するための体制づくり
(6) 結婚を希望する方への支援、結婚等に伴う新生活
への支援

Ⅲ 子育て当事者への支援に 関する重要事項

1 子育てや教育に関する経済的負担
の軽減

経済的支援
【再掲】Ⅰ-4-(4) くどもの貧困対策 経済的支援

2 地域子育て支援、家庭教育支援

保護者の孤立を防ぐための地域子育て支援、家庭教育支援

3 共働き・共育での推進、男性の
家事・子育てへの主体的な参画
促進・拡大

共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な
参画促進・拡大

4 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への支援
【再掲】Ⅰ-4-(3) くどもの貧困対策 保護者の就労の支援
【再掲】Ⅰ-4-(4) くどもの貧困対策 経済的支援

2 施策の体系別事業数

事業(取組)数計 183 (うち再掲 20)

・評価対象事業 76 (うち再掲 10)

・経常事業 107 (うち再掲 10)

	事業数 合計	内訳		内訳(再掲)	
		評価 対象	経常 事業	評価 対象	経常 事業
I ライフステージを通じた重要事項					
1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等					
「こどもの権利」の普及・啓発と意見聴取の機会創出	2	2			
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり					
(1) 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	14	5	9		
(2) こどもまんなかまちづくり	4	1	3		
(3) こども・若者が活躍できる機会づくり	2	1	1		
(4) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	3	1	2		
3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供					
(1) プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等	3	2	1		
(2) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	1		1		
4 こどもの貧困対策					
(1) 教育の支援	3	2	1		
(2) 生活の支援	3	2	1		
(3) 保護者の就労支援	1	1			
【再掲】Ⅲ-4 ひとり親家庭への支援					
(4) 経済的支援	7	1	6		
【再掲】Ⅲ-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減					
【再掲】Ⅲ-4 ひとり親家庭への支援					
5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援					
障がい児支援・医療的ケア児等への支援	15	3	11	1	
6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援					
(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化	4	1	3		
(2) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	2	1			1
(3) ヤングケアラーへの支援	1	1			
7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組					
(1) こども・若者の自殺対策	1	1			
(2) こども・若者への性犯罪・性暴力対策	3		3		
(3) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	7	4	3		
(4) 非行防止	1	1			

		事業数 合計	内訳		内訳(再掲)	
			評価 対象	経常 事業	評価 対象	経常 事業
Ⅱ ライフステージ別の重要事項						
1 切れ目ない「子育て」支援と質の高い「子育て」環境の整備						
(1) 妊産婦やこどもの切れ目ない健康の確保		12	7	5		
(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実		22	8	14		
2 こどもの健全育成と多様な居場所の提供						
(1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実		12	1	11		
(2) 安心して過ごせる多様な居場所の提供		5	2	2	1	
(3) 小児医療体制の充実及び心身の健康に関する正しい知識の普及と相談支		2		2		
(4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育		1		1		
(5) いじめ防止		2	1	1		
(6) 不登校のこどもへの支援		1	1			
(7) 体罰や不適切な指導の防止		1		1		
3 すべての若者が社会の一員として尊重され自己実現できる地域づくり						
(1) すべての若者の生きる権利の保障		3	1		2	
(2) 希望と必要に応じた学びの機会の保障		1			1	
(3) 働きがいのある就労と多様なキャリア形成の実現		1	1			
(4) 若者の意見表明と社会参画の推進		1			1	
(5) 若者の社会的包摂を実現するための体制づくり		1	1			
(6) 結婚を希望する方への支援、結婚等に伴う新生活への支援		2	2			
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項						
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減						
経済的支援 【再掲】Ⅰ-4-(4)子どもの貧困対策（経済的支援）		9	3	6		
2 地域子育て支援、家庭教育支援						
保護者の孤立を防ぐための地域子育て支援、家庭教育支援		16	7	8		1
3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大						
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進		3	1	1		1
4 ひとり親家庭への支援						
ひとり親家庭への支援 【再掲】Ⅰ-4-(3)子どもの貧困対策（保護者の就労支援） 【再掲】Ⅰ-4-(4)子どもの貧困対策（経済的支援）		11			4	7
事業数計		183	66	97	10	10

(うち再掲) 20

3 実施計画事業の評価について

(1) 評価の対象事業

実施計画事業を以下の2つに区別し、「対象事業」についてのみ評価する。

- ・対象事業…政策的判断、PDCAサイクルになじむ事業
- ・経常事業…給付事業、特定の団体等への補助・助成、施設整備、学校教育分野

(2) 評価方法のイメージ

- ①一次評価：各事業課による定量評価のほか定性評価（※）を加える

※実績等の照会時に、各施策が計画の基本目標に対しどのような効果があったのか、どのように寄与したのか、コメントによる評価を依頼。

- ②二次評価：こども部等による評価（※）

※一次評価の結果と計画のアウトカム指標の達成度により、各基本目標ごとに総合評価を行う。

- ③評価確定：子ども・子育て会議にて二次評価結果を議論し、評価を確定

(3) 評価スケジュール

次年度の予算編成に間に合うタイミングで施策の評価結果を各課へフィードバックできるよう、年度の前半で実施する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
こ若計画 子子会議		前年度実計 庁内照会		前年度実計 評価確定							・次年度 庁内照会	次年度 実計確定
庁内		・行政評価照会		・行政評価確定 ・まちづくり実計照会		予算要求					・まちづくり 実計確定	

3 各基本目標の構成事務事業等

I ライフステージを通した重要事項

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	「こどもの権利」について知っているこどもの割合	こどもの権利の普及・啓発の効果を表す指標	新規のため 数値なし	50.0%
2	こども・若者が意見表明をする機会の開催回数と参加者数	こども・若者の意見聴取の取組状況を示す指標	6回、66人	現況値を上回る

◇施策の展開 「こどもの権利」の普及・啓発と意見形成と聴取の機会創出

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
高等教育機関探究授業の伴走支援	市民部ダイバーシティ推進課	国際ビジネス公務員大学校などの探究授業の伴走支援を通して、地域課題に対する若者意見を聴取し事業等に反映する。	評価対象事業
郡山ユースカウンスル事業（※）	教育総務部総務課	こどもや若者を対象としたワークショップを開催し、主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与する人材の育成を図ります。	評価対象事業

※ユースカウンスル…日本語では「わかもの会議」などと訳される。郡山ユースカウンスルでは、こどもたちが「学校」や「地域」の課題をテーマにワークショップを行う。

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	概要	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	自分には自分らしさというものがあると思うこども・若者の割合	こども・若者の自己肯定感の高さを表す指標	81.7% (15～39歳) ※令和6	90.0%
2	今の自分が好きだと思えるこども・若者の割合	こども・若者の自己肯定感の高さを表す指標	78.8% (10～14歳) 54.8% (15～39歳) ※令和6	現況値を上回る (10～14歳) 70.0% (15～39歳)
3	自分の夢や目標を持っているこどもの割合	こどもの自己効力感の高さを表す指標	83.3% (小学6年) 68.7% (中学3年) ※令和6	全国平均を上回る
4	人の役に立つ人間になりたいと思うこどもの割合	こどもの自己有用感の高さを表す指標	96.8% (小学6年) 96.2% (中学3年) ※令和6	全国平均を上回る

◇施策の展開（1）遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
あんしん給食・食育推進元 気アップ事業	学校教育部学校管理課	県費学校栄養職員が配置されない学校について、学校管理課配置の市費栄養士が食物アレルギー対応・食育事業を行います。	評価対象事業
小中学生の体づくり推進事業	学校教育部学校管理課	児童生徒の体力・運動能力を継続的に把握し、学校の教育活動全体を通して、児童生徒一人ひとりの体力向上につなげます。	評価対象事業

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
子ども読書活動推進事業	教育総務部中央図書館	第四次郡山市子ども読書活動推進計画の基本方針である「子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実」、「家庭・地域・学校における連携の推進」、「子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発」をし、子どもの健やかな成長を図るため、年齢別おはなし会や「おすすめする本」の作成等を実施します。また、こおりやま広域連携中枢都市圏の住民等に対して、相互利用等サービスを行うほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律が公布・施行されたことに伴い、視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍を併せて拡充します。	評価対象事業
食育推進事業	保健福祉部保健所健康づくり課	市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、市民へ食育の周知啓発を図るとともに、関係団体等と連携し食育を推進します。	評価対象事業
農業体験食育普及事業	農商工部園芸畜産振興課	市民が「食」に関心を持ち農業への理解を深めてもらうために、農業体験を実施します。また、農業者の高齢化や就農者の減少が進む中、農作業が集中する時期の栽培管理作業を補助する人材を育成します。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
心のハーモニー学校音楽振興事業	学校教育部学校教育推進課	小中学校、高等学校の児童生徒の音楽性の向上や豊かな感性の育成等を図るため、学校間の交流を行うとともに、音楽指導者の指導力向上を図ります。	経常事業
教育内容・方法の充実事業（郷土を学ぶ体験学習事業）	学校教育部学校教育推進課	郷土の歴史や文化を学ぶ体験学習や、資料の活用を通して、郷土愛を醸成するとともに、先人の培った文化を理解し、尊重する心を育みます。	経常事業
青少年の国内交流事業	こども部こども総務企画課	青少年に様々な交流・体験学習の機会を与えるため、姉妹都市である久留米市との親善交流を実施します。（実施時期：2年実施ごとに1年休止）	経常事業

I-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
青少年健全育成推進協議会 補助事業	こども部こども総 務企画課	地区協議会（34地区）に対する活動費補助、健全 育成推進大会及び少年の主張の開催等を行い、地 域の中での青少年の健全育成を支援します。	経常事業
こどもまつり開催事業	こども部こども総 務企画課	5月5日のこどもの日に、本市の将来を担う子ど もたちの健やかな成長を願い、子どもたちの思い 出に残るイベントを開催します。	経常事業
青少年団体育成事業	こども部こども総 務企画課	郡山市子ども会育成連絡協議会をはじめ青少年団 体に対する事業活動費補助を行います。	経常事業
自然体験事業	都市構想部公園緑 地課	公園の豊かな自然を生かした自然観察会及び体験 学習会を実施し、市民や子供達の自然や環境の保 護に対する意識高揚を図ります。	経常事業
郡山ユラックス熱海改修事 業	文化スポーツ観光 部観光政策課	老朽化した郡山ユラックス熱海の施設長寿命化を 図るとともに、こども・若者が気軽に利用できる 施設・設備への改修を行います。	経常事業
観光地整備事業	文化スポーツ観光 部観光政策課	観光地でのこども・若者の遊びなどの体験活動を推	経常事業

◇施策の展開（２）こどもまんなかまちづくり

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
子育て環境整備促進（ベビーファースト）事業	こども部こども総務企画課	【赤ちゃんニコニコステーション事業】授乳やおむつ替えができる施設等の情報提供を行い、外出しやすい環境づくりに努めます。 【ベビーファースト環境整備・活動支援事業】おむつ交換台等の整備や子育てイベント実施等に係る経費を支援し、地域ぐるみで子どもを育むまちの実現に取り組みます。 【広報】新聞やフリーペーパーを活用し、市内外へ本市のベビーファースト活動をPRします。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
子どもの遊び場事業	こども部子育て給付課	本市の未来を担う子どもの健康増進と健やかな発達に寄与するため、屋内遊び場を運営します。	経常事業
公園改修事業	都市構想部公園緑地課	老朽化した公園の施設について、「遊具の安全に関する規準」に基づく改修・更新を行い、遊具の安全確保及び公園の快適性の向上を図ります。また、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な改修・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減及び平準化を図ります。	経常事業
公園整備事業	都市構想部公園緑地課	地域住民の憩いの場、活動の場として、子育て世帯の増えている住宅地や学校及び保育園等の近隣の都市公園の整備を図ります。	経常事業

◇施策の展開（３）こども・若者が活躍できる機会づくり

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
青少年の社会参加活動推進事業	こども部こども総務企画課	青少年がボランティア活動の体験を通じ、豊かな人間性や社会性を培うため、様々な活動の場を提供します。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
ハタチのつどい開催事業	教育総務部生涯学習課	20歳を迎える成人を祝い励ますとともに、地域社会の一員としての意識醸成を図ります。	経常事業

◇施策の展開（４）こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
男女共同参画推進事業	市民部ダイバーシティ推進課	市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めるために学習機会の充実を図るとともに、啓発活動や情報提供を行い、家庭や学校、地域、職場等において、市、市民、事業者が一体となって取り組み、「男女共同参画のまち郡山」の実現を目指します。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
人権啓発活動推進事業	市民部ダイバーシティ推進課	お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重され、守られる社会づくりを推進するため、人権擁護思想の普及を目指します。（「じんけん移動図書館」（小中学校対象）の実施）	経常事業
人権・男女共同参画に関する事業の実施	市民部ダイバーシティ推進課	男女共同参画センター（さんかくプラザ）において実施する講座等の事業を通じて、家庭や職場等における人権尊重や男女共同参画を推進します。	経常事業

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	郡山市管内医療機関からの患者報告数（H I V・梅毒・風しん）	性感染症等への正しい知識の普及状況を示す指標	70人	0人
2	性や妊娠に関する講座等の受講者数	性や妊娠に関する正しい知識の普及状況を示す指標	890人	1,500人

◇施策の展開（１）プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
母子健康教育事業	こども部こども家庭課	市内の中学生を対象に講話や体験を実施し、生徒自らが心身の健康に関心を持ち、命の大切さ、自分や他者を大切のすること等を考える機会とし、より良い将来を生きるための支援を行う（中学生を対象とした思春期講座及び育児体験の充実）。	評価対象事業
特定感染症検査等対策事業	保健福祉部保健所 保健・感染症課	性感染症のまん延防止を図るため、市民向けの正しい知識の普及啓発や、H I V・梅毒抗体検査、健康相談及び肝炎ウイルス検査によるウイルス性肝炎の早期発見・早期治療及び重症化予防を図る。また、胎児の先天性風しん症候群の発症を防止する風しんワクチンの接種を効果的に行うため、抗体検査を実施する。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
不妊相談	こども部こども家庭課	不妊症に悩む夫婦を対象に不妊の悩みや不安を軽減するために相談や情報提供を行います。	経常事業

◇施策の展開（２）慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
小児慢性特定疾病医療費助成事業	こども部こども家庭課	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた場合、自己負担上限額を超えた医療費を市が負担します。	経常事業

4 こどもの貧困対策

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	こどもの相対的貧困率	家庭の所得が中央値の1/2未満の世帯に属する18歳未満の児童の割合を示す指標	12.7% ※市 令和4 11.5% ※国 令和3	現況値を 下回る
2	ひとり親家庭で養育費を受け取っているこどもの割合	家庭への経済支援の観点からの困窮度を表す指標	34.0% (母子世帯) 14.9% (父子世帯) ※令和3	40.0% (母子世帯) 17.5% (父子世帯)
3	ひとり親家庭の親の正規職員・従業員の割合 (自営業を含む)	保護者の就労支援の観点からの困窮度を表す指標	52.1% (母子世帯) 87.7% (父子世帯)	58.0% (母子世帯) 89.6% (父子世帯)

◇施策の展開（1）教育の支援

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業	こども部こども家庭課	ひとり親家庭等のこどもに対し、学習支援員を派遣することにより、基本的な生活習慣の習得支援、生活指導や学習支援を行います。※対象取組「母子自立支援事業」に含まれる	評価対象事業
子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援事業）	保健福祉部保健福祉総務課	市内在住の生活保護受給世帯又は生活困窮世帯等の小・中学生を対象に、高校受験のための学習支援の機会を提供、高校生等を対象に、自習の場の提供や高校中退防止等に向けた相談支援を実施します。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
奨学資金給与事業	学校教育部学校教育推進課	経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に奨学資金を給与し、教育の機会均等を図ります。	経常事業

◇施策の展開（２）生活の支援

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
子ども食堂支援事業	こども部こども総務企画課	本市が事務局となり、市内の子ども食堂と支援企業等が「子ども食堂ネットワーク」を形成し、子ども食堂の運営等に関する意見交換や情報共有を行うとともに、登録している子ども食堂に対し市民や支援企業等から寄附のあった商品券や食材等を配付するほか、寄附金を原資とした各種活動への支援などを行います。	評価対象事業
市営住宅ひとり親世帯向け優先募集の実施	建設構想部住宅政策課	市営住宅の毎月の募集において、一部をひとり親世帯の優先枠で募集します。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
母子・父子福祉センター事業	こども部こども家庭課	母子家庭等に対して様々な相談に応ずることのほかに、生業指導や技能習得の助言を行う等、母子家庭等に対する総合的な支援を行います。	経常事業

◇施策の展開（３）保護者の就労支援

【再掲】Ⅲ-4 ひとり親家庭への支援

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
母子自立支援事業	こども部こども家庭課	ひとり親家庭の自立を促進するため、就業に必要な知識・技能の習得に対する給付金を支給するとともに、養育費の確保に関する支援や民間賃貸住宅の家賃の支援、さらには、学習支援員を派遣し、こどもの学力向上や基本的な生活習慣の習得を支援します。	評価対象事業

◇施策の展開（４）経済的支援

【再掲】Ⅲ-4 ひとり親家庭への支援

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
ひとり親家庭医療費助成事業	こども部子育て給付課	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と健康福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
児童扶養手当	こども部子育て給付課	母子、父子家庭の保護者や、親に代わってその児童を養育している方に対して手当を支給します。	経常事業
養育費についての弁護士相談事業	こども部こども家庭課	母子家庭の母等から経済的・社会的自立を図るための相談に応じる際、養育費の取り決めや確保について助言を行います。	経常事業
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	こども部こども家庭課	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、無利子または低利子で各種資金（修学、就学支度、修業等）の貸付を行います。	経常事業
公正証書等債務名義作成支援事業	こども部こども家庭課	養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料や、調停申立てに要する収入印紙代等の費用を助成します。※対象取組「母子自立支援事業」に含まれる	経常事業
ひとり親世帯家賃等支援事業	こども部こども家庭課	ひとり親世帯が居住する民間賃貸住宅の家賃低廉化を行う賃貸人や、新規入居時に家賃債務保証契約を結ぶひとり親に対し、住宅セーフティネット制度を活用して補助を行います。※対象取組「母子自立支援事業」に含まれる	経常事業
養育費保証契約支援事業	こども部こども家庭課	公正証書等を作成しているひとり親が、保証会社と養育費保証に関する契約を締結した場合の契約費用を助成します。※対象取組「母子自立支援事業」に含まれる	経常事業

5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	通所支援福祉サービス等 見込量	障がい児の療育の場の障がい福祉サ ービスの受入状況を表す指標	1,622人分	2,000人分
2	障がい児相談支援サービ ス等見込量	適切な情報の提供や意思決定支援を 含む障がい福祉サービスの利用支援 のほか、関係機関と連携するための相 談先の確保状況を表す指標	719人分	900人分

◇施策の展開 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
医療的ケア児保育支援事業	こども部保育課	保育所等に看護師等を配置し、保育の認定を受け た医療的ケア児（日常生活を営むために医療を必要 とする状態にある児童）の保育を行ないます。	評価対象事業
障がい者相談支援事業	保健福祉部障がい 福祉課	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福 祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに 合わせて助言を行います。また、地域における相 談支援の中核的な役割を持つ障がい者基幹相談支 援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相 談支援事業所への指導・助言、相談支援員の育成 等、障がい者の権利擁護などの業務を行います。	評価対象事業
障がい児保育	こども部保育課	集団保育が可能な軽・中程度の障がいを持つ児童の 保育所への受け入れを行います。	評価対象事業
保育所等児童カウンセリング事業 【再掲】	こども部保育課	臨床心理士が助言と指導を行なうことによって、 発達障がい児等の保護者や保育士の悩みや不安の 解消を図り、児童の健やかな発達を促します。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
難聴児補聴器購入費等助成事業	保健福祉部障がい福祉課	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児が、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上を図ることができるよう、補聴器購入等費用の一部を助成します。	経常事業
特別支援教育相談	学校教育部総合教育支援センター	ASD、LD、ADHD等、特別な教育的な支援を必要とする児童・生徒への支援、障がいのある児童・生徒児童生徒への就学援助や学校不適応問題の未然防止や早期解決を図るため、特別支援教育相談、就学相談を行います。	経常事業
教育支援委員会	学校教育部総合教育支援センター	障がい等により、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の就学及び、その後の一貫した教育的支援に係る調査審議を通して、円滑な就学指導の充実を図ります。	経常事業
児童発達支援利用者負担無料化事業	保健福祉部障がい福祉課	第一子が児童発達支援を利用している世帯の保護者を対象として、育児環境の改善を図るため、市民税額に応じて利用者負担額を補助します。	経常事業
ふれあいピック大会開催事業	保健福祉部障がい福祉課	障がい者（児）の体力の増進と社会参加の促進を図るため、ふれあいピック（合同運動会）を開催します。	経常事業
居宅介護事業	保健福祉部障がい福祉課	保護者の疾病その他の理由により、家庭において介護を受けることが困難な障がい児の在宅生活において入浴・排泄・食事の手助けや家事などを支援します。	経常事業
短期入所事業	保健福祉部障がい福祉課	保護者の疾病その他の理由により、家庭において介護を受けることが一時的に困難になった障がい児を施設に入所させ、必要な保護を行います。	経常事業

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
障害児通所支援事業	保健福祉部障がい福祉課	未就学の障がい児が通所し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、育成を助長します。さらに、学校通学中の障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所作りを推進します。また、保育所等を利用中あるいは利用予定の障がい児に訪問支援を実施し、保育所等の安定した利用を促進します。	経常事業
特別児童扶養手当	保健福祉部障がい福祉課	身体又は精神に中度又は重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している方に対して手当を支給します。	経常事業
特別児童介護手当	保健福祉部障がい福祉課	身体又は知的に重度の障害をもつ児童を養育している方に対し、特別児童介護手当を支給します。	経常事業
障害児福祉手当	保健福祉部障がい福祉課	常時介護を必要とする20歳未満の重度の心身障がい者に対し手当を支給します。	経常事業

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	児童虐待に関する相談件数（実件数）	児童虐待防止に関する市民意識の醸成と相談支援体制の推進に関する指標	32件	50件
2	児童虐待防止講演会・ヤングケアラー研修会の参加者数	児童虐待及びヤングケアラーのサインやその背景を理解することによる虐待の防止及びヤングケアラーの発見・支援につなぐ環境の醸成に関する指標	147名	300名
3	子育て世帯訪問支援事業の実施回数	ヤングケアラーに気づき適切な支援につなげる環境が醸成されているかを示す指標	328回	456回

◇施策の展開（1）児童虐待防止対策等の更なる強化

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
児童虐待防止対策事業	こども部こども家庭課	地域で子どもを見守るネットワークである、要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携し、児童虐待の防止・早期発見のための啓発活動や、要支援家庭・ヤングケアラー家庭に対する家事支援等を実施します。 (ヤングケアラー実態調査の実施)	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
郡山市要保護児童対策地域協議会の運営	こども部こども家庭課	児童虐待防止のネットワークである児童相談所や警察等の関係機関と緊密な連携を図り、要保護児童等への適切な支援を行います。また、関係機関・団体等との連携のもと、社会的養護を必要とするこども・若者に対する切れ目のない支援体制を整備していきます。	経常事業
子ども家庭総合支援拠点事業	こども部こども家庭課	家庭における子どもの養育について、保護者等からの相談に応じ、助言や指導を行うほか、児童虐待等の通告があり、子どもの保護が必要と認められる場合は、児童相談所への通告・送致を行います。	経常事業
主任児童委員、民生委員・児童委員との連携	こども部こども家庭課	主任児童委員等と連携を図りながら、地域における児童虐待発生予防から再発防止までの取組みを行います。	経常事業

◇施策の展開（２）社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
福祉まるごと支援事業	保健福祉部保健福祉総務課	家族や地域社会の変化に伴い複雑化・複合化する課題解決を支援するため福祉まるごと相談員を市内３か所に配置し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行います。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
郡山市要保護児童対策地域協議会の運営 【再掲】	こども部こども家庭課	児童虐待防止のネットワークである児童相談所や警察等の関係機関と緊密な連携を図り、要保護児童等への適切な支援を行います。また、関係機関・団体等との連携のもと、社会的養護を必要とするこども・若者に対する切れ目のない支援体制を整備していきます。	経常事業

◇施策の展開（３）ヤングケアラーへの支援

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
ヤングケアラーへの支援	こども部こども家庭課	子ども自身のヤングケアラーに対する理解を深めるため、小学４年生から中学３年生までの児童生徒に対し、リーフレットを配布します。また、併せて介護事業者や、児童施設、学校、医療機関等に対してリーフレット・ポスターを配布し、関係機関職員の意識の醸成を図ります。※対象事業「児童虐待防止対策事業」に含まれる	評価対象事業

7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	自殺者のうち未成年者の割合	こども・若者の自殺を防ぐ環境が醸成されているかを表す指標	3.2%	0.0%
2	児童生徒の交通事故件数	こどもを事故から守る環境が整備されているかを表す指標	51件	0件
3	20歳未満の人口に占める少年の検挙・補導件数の割合	こども・若者が犯罪に巻き込まれるリスクに関する指標	0.52%	現況値を下回る

◇施策の展開（1）こども・若者の自殺対策

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
自殺対策推進事業	保健所保健・感染症課	自殺の現状や自殺予防に関する普及啓発、各種相談事業を実施し、市民のこころの健康の保持増進をはかり、自殺を予防する。また、郡山市自殺対策基本条例、「郡山市いのち支える行動計画」に基づき、各庁内関係部署、関係団体と連携・協力を図りながら、生きるための包括的な支援をすすめます。	評価対象事業

◇施策の展開（2）こども・若者への性犯罪・性暴力対策

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
性暴力被害の相談窓口の啓発	市民部ダイバーシティ推進課／こども部こども家庭課	性暴力の被害者や性暴力の被害に遭っていないながらその自覚がない人へ認識してもらうなど、被害者や関係者が相談窓口等にたためらうことなく相談できるようにリーフレット等による周知を図ります。	経常事業
DV防止に向けた広報・啓発	市民部ダイバーシティ推進課／こども部こども家庭課	DV防止に向け、出前講座等により広報・啓発を行います。	経常事業
犯罪被害者等見舞金等支援事業	市民部ダイバーシティ推進課	故意の犯罪行為（殺人や傷害など）により死亡された方のご遺族や重傷病を負われた方が、被害直後に直面する生活への不安を解消し、経済的負担の軽減を図るために見舞金等を支給します。	経常事業

◇施策の展開（３）犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
防災啓発事業	総務部防災危機管理課	防災ハンドブックの活用等により、防災知識の普及啓発を図るとともに、全市一斉の防災訓練を実施し、防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図ります。また、きらめき出前講座等を通して、子どもをはじめとする幅広い世代への防災啓発の充実を図ります。	評価対象事業
通学路等交通安全確保事業	学校教育部学校教育推進課	「郡山市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者、警察、学校、地域の関係団体が合同で通学路の安全点検を行い、安全対策の継続的な強化を図ることにより、児童生徒を交通事故から守ります。	評価対象事業
通学路安全対策事業（道路計画課）	建設構想部道路計画課	登下校中の児童を巻き込む、悲惨な交通事故が全国で多発したことを受け、対策工事等により通学路における安全対策の継続的な強化を図ります。	評価対象事業
通学路安全対策事業（道路保全課）	建設構想部道路保全課	登下校中の児童を巻き込む、悲惨な交通事故が全国で多発したことを受け、対策工事等により通学路における安全対策の継続的な強化を図ります。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
児童生徒安全安心推進事業	学校教育部学校教育推進課	小学校新入学生への防犯ブザーの配付や、関係機関との連携により、不審者による事件・事故の防止を図ります。	経常事業
「事故予防モデルルーム」における自宅での安全確保の啓発	こども部子育て給付課	ニコニコこども館に「事故予防モデルルーム」を設置し、家庭で発生しやすい事故とその予防方法について周知・啓発します。	経常事業
防犯灯設置事業	市民部セーフコミュニティ課	夜間における犯罪や交通事故を防止し、安全・安心なまちづくりを進めるため、市道等への防犯灯（LED灯）の設置を進めます。	経常事業

◇施策の展開（４）非行防止

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
街頭補導活動事業	こども部こども総務企画課	青少年の非行防止と健全な環境づくりのため、街頭補導活動や環境浄化活動等を行います。	評価対象事業

II ライフステージ別の重要事項

1 〈こどもの誕生前から幼児期まで〉

切れ目ない「子育て」支援と質の高い「子育て」環境の整備

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	合計特殊出生率	こどもを産み育てやすい環境となっているかを示す指標	1.21	「郡山市人口ビジョン(※)」の目標値を上回る
2	出生数	こどもを産み育てやすい環境となっているかを示す指標	1,884人	「郡山市人口ビジョン(※)」の出生率目標値と15～49歳女性の推計人口に基づき算出
3	住んでいる地域が子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	こどもを産み育てやすい環境となっているかを表す指標	67.5% (未就学児) 61.1% (小学生) ※令和6	80.0% (未就学児) 70.0% (小学生)
4	周産期死亡率(妊娠22週～生後1週までの胎児及び新生児の死亡率)	妊産婦の医療・保健の充実度に関する指標	1.6件 (1,000件中)	0件

◇施策の展開(1) 妊産婦やこどもの切れ目ない健康の確保

【評価対象事業】

事業(取組)名称	所属	事業(取組)概要	評価対象事業/ 経常事業
妊娠・出産包括支援事業	こども部こども家庭課	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うため、各種教室、訪問指導、妊婦のための支援給付等を実施します。	評価対象事業

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
幼児肥満予防対策事業	こども部こども家庭課	幼児期の肥満を予防するため、1歳6か月・3歳児健診等の機会を通じて正しい食習慣についての知識の普及啓発を図るとともに個別での相談を実施します。	評価対象事業
産後ケア事業	こども部こども家庭課	妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、産院を退院し心身ともに不安定になりやすい時期に産後ケア事業（ショートステイ・デイケア・アウトリーチ）を行い母体回復や育児不安の軽減を図ります。	評価対象事業
任意予防接種事業	保健福祉部保健所保健・感染症課	感染症の発生及びまん延を予防するため、おたふくかぜ、成人の風しんなどの任意予防接種について、市独自に接種費用の一部を助成します。	評価対象事業
特定歯科保健事業	保健福祉部保健所健康づくり課	むし歯率の高い地域に介入することで市全体のむし歯状況の改善を目指します。主に集団（幼稚園や小学校）に対するアプローチを行い、高齢期は関係所属と連携して実施します。	評価対象事業
母子保健推進活動事業	こども部こども家庭課	安心して子どもを育てることができる環境をつくるため、母子保健法に基づく教室の開催や相談事業、子育て支援アプリ事業等を実施します。	評価対象事業
幼児歯科保健事業	こども部こども家庭課	1歳6か月児健診や3歳児健診において、むし歯有病者率が高い現状にあるため、幼児期のむし歯予防に向けた各種事業を行います。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
妊産婦健康診査事業	こども部こども家庭課	妊産婦の健康保持増進を図るため、妊産婦健康診査の助成を行い、より安全に妊娠・出産に取り組める環境を整備します。また新生児聴覚検査の費用の一部を助成する。	経常事業
子育て世代包括支援センター事業	こども部こども家庭課	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、専門のコーディネーターを配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	経常事業
乳幼児健康診査事業	こども部こども家庭課	乳幼児の疾病の早期発見や発育・発達及び子育て状況を把握し、必要な保健指導を行います。	経常事業
多胎児支援事業	こども部こども家庭課	多胎児家庭の保護者同士の情報交換、交流を図るためのサロンを開催します。また、多胎妊婦の妊婦健康診査にかかる費用を追加で1人5回を限度に助成します。※対象事業「妊娠・出産包括支援事業」に含まれる	経常事業
未熟児養育医療・育成医療費助成事業	こども部こども家庭課	未熟児養育医療及び育成医療の医療費の支給認定を受けた場合、自己負担上限額を超えた医療費を市が負担します。	経常事業

◇施策の展開（２）くどもの誕生前から幼児期までのくどもの成長の保障と遊びの充実

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
一時預かり事業	くども部保育課	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコくども館、幼稚園等における一時預かりの保育を実施します。	評価対象事業
病児・病後児保育事業	くども部保育課	就労環境の整備と保護者負担の軽減を図るため、病氣中で保育所等に通所できない小学校６年生までの児童の一時預りを実施します。	評価対象事業
保育所等児童カウンセリング事業	くども部保育課	臨床心理士が助言と指導を行なうことによって、発達障がい児等の保護者や保育士の悩みや不安の解消を図り、児童の健やかな発達を促します。	評価対象事業
保育士・保育所支援センター事業	くども部保育課	保育士等の保育人材を安定的に確保するため、潜在保育士の掘り起こしや就労相談、再就職支援研修会、保育人材確保に係る補助事業を実施するとともに、保育の質の向上に必要な施策に取り組みます。	評価対象事業
幼保小連携推進事業	学校教育部総合教育支援センター	幼児の生活や発達の連続性を踏まえ、就学前後の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・保育園・認定くども園・小学校の連携強化を推進します。	評価対象事業
保育所定員の弾力的運用	くども部保育課	保育所待機児童解消策のひとつとして、規模や職員配置、保育内容等に関する「児童福祉施設最低基準」を遵守した上で、定員以上の児童の受け入れを行います。	評価対象事業
保育コンシェルジュ	くども部保育課	専門の研修を受けた「保育コンシェルジュ」が、保育資源・保育サービスの情報提供や育児相談を受けるとともに、利用者と施設のマッチングを行うほか、入所待機中の保護者へ状況確認や相談に応じるなど、子育て家庭の施設利用に対する支援を行います。	評価対象事業
くども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	くども部保育課	保育所等に通っていない生後６か月以上満３歳未満の乳幼児が、保護者の就労要件を問わず、一定時間、保育所や認定くども園、幼稚園等に通うことができる制度であり、対象乳幼児に適切な遊び及び生活の場を提供し、その保護者に対する子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行います。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
新規参入事業者巡回支援事業	こども部保育課	新規に認可保育所等の運営に参入した事業者を巡回し、運営等に関する助言や提言、相談等の支援を行います。	経常事業
保育所DX推進事業	こども部保育課	保育業務のDX推進により、保育士の負担を軽減するとともに、より安全な保育環境を整備します。また、保護者の利便性の向上を図ります。	経常事業
認可外保育施設支援事業	こども部保育課	認可外保育施設入所児童の保育環境充実のため、絵本配布を行います。事業所内保育事業を行う認可外保育施設を対象に、入所する児童の健やかな成長及び発達を支援するため、保育遊具等購入の一部を補助します。	経常事業
延長保育事業	こども部保育課	就労形態の多様化により、保育標準時間認定（11時間）又は保育短時間認定（8時間）を超える就労に対応する延長保育サービスを実施します。	経常事業
認可保育所等整備補助事業	こども部保育課	保育環境の向上のため、計画的に民間認可保育所等の設置を図ります。	経常事業
私立保育園運営費補助事業	こども部保育課	認可外保育施設に入所している乳幼児の良好な保育環境を確保するため、特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会に対して助成を行います。	経常事業
特定教育・保育施設等補助事業	こども部保育課	認定こども園、保育所等の研修費等の一部を補助することにより、安定した保育所の運営を図ります。	経常事業
保育所改修事業	こども部保育課	保育環境向上を図るため、年次計画により保育所の修繕や改修を行います。	経常事業
認可外保育施設への立入調査	こども部保育課	認可外保育施設は、認可保育所を補完し市民の保育ニーズに応える重要な役割を持つことから、保護者が安心して子どもを預けることができるよう、施設の立入調査をとおして、必要な指導・助言を行い、安心・安全な保育環境の向上を図ります。	経常事業
私立保育園職員研修費補助事業	こども部保育課	特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会が自主的に企画・運営する研修会の開催に要した経費を助成します。	経常事業
郡山女子大学との連携による子育て支援	こども部子育て給付課	郡山女子大学と協定を結び、協働による郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」の事業運営を行います。	経常事業
私立幼稚園教職員研修費補助事業	こども部保育課	私立幼稚園の教職員研修を実施している郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会に対して、研修会に要する経費の一部を補助します。	経常事業
私立幼稚園運営費補助事業	こども部保育課	私立幼稚園に運営費を補助し、教育環境の向上や保護者の負担軽減を図るとともに、幼児教育の振興を図ります。	経常事業
学生ボランティア等の受け入れ	こども部保育課	高校生ボランティアや小中学校の課外授業等を積極的に受け入れ、子どもたちの保育に対する関心や乳幼児への正しい理解を深める機会を確保します。	経常事業

2 〈学童期・思春期〉 こどもの健全育成と多様な居場所の提供

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	学校が自分にとって居場所になっていると思うこどもの割合	こどもにとって学校は自分の居場所と感じるかを表す指標	73.1% ※令和6	現況値を上回る
2	地域に居場所があると答えたこどもの割合	こどもの健全育成の観点から、家庭・家族以外の社会関係や居場所があるかを表す指標	58.6% (10-14歳) ※令和6	現況値を上回る
3	放課後児童クラブの待機児童数	こどもの居場所の充実度を表す指標	72人 ※令和6	5人
4	不登校の児童生徒のうち「ふれあい学級」やフリースクール等の関係機関につながっている割合	不登校のこどもの学習権が保障されているかを表す指標	53.6%	100.0%

◇施策の展開（1）こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
小中学校特別支援教育派遣事業	学校教育部総合教育支援センター	小中学校において支援を要する児童生徒の学校生活を支援し、学習指導体制の充実を図ります。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
新聞活用事業	学校教育部学校教育推進課	1人1台整備されたタブレット端末を活用し、児童生徒がデジタル新聞をいつでも手軽に閲覧できる環境を整えることにより、読解力や課題解決力の向上を目指すとともに、高度情報化社会を生き抜くための情報活用能力の育成を図ります。	経常事業
教育のDX推進事業	学校教育部教育研修センター	児童生徒の情報活用能力等の資質・能力の育成とその基盤となる教職員のICT活用指導力の向上をめざし、よりよいネットワーク環境や使いやすいシステムの構築、コンテンツ等の充実を含めたパソコンやタブレット端末の利用環境の整備に努めます。	経常事業
教育研修事業（教職員スキルアップ事業）	学校教育部教育研修センター	新学習指導要領や今日的な課題に対応する研修講座を実施し、教科等における専門的知識を培うとともに、児童生徒理解を深め、専門職としての実践的指導力及び教職員としての資質能力を高めるための研修を行います。こおりやま広域圏内市町村の教職員や私立学校の教職員が参加できる講座もあります。学校の課題解決や教職員の資質向上のために、各学校に研修旅費、図書購入費を配当し、校内研修の一層の充実を図ります。	経常事業
教師塾・授業づくりサポート事業	学校教育部教育研修センター	教員や学校の課題に応じ、授業や学級経営等の指導力向上を図るため、指導・助言を行います。	経常事業
スーパーティーチャー（教科専門員）派遣事業	学校教育部学校教育推進課	専門的な知識や技術を持ったスーパーティーチャー（教科専門員）を教科に精通した教員のいない小中学校に派遣し、学習指導の充実を図ります。	経常事業
地域学校協働活動推進事業	教育総務部生涯学習課	25中学校区と2義務教育学校区を基本として配置している地域コーディネーター等の下、多くの地域住民の参画により、地域学校協働活動を展開します。内容は、放課後等の体験活動や夏休みサマースクールなどの「地域未来塾」や、本の読み聞かせ活動や登下校の見守りなどの「教職員の働き方改革」を実施します。	経常事業
少人数学級編制事業	学校教育部学校管理課	義務教育に関する地方の自由度拡大など教育における地方分権の推進を図るため、各学校の実態や地域の実情を踏まえつつ、30人学級及び30人程度学級の導入による少人数学級での個に応じた指導の充実を図ります。	経常事業

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
視聴覚教材整備事業	教育総務部中央図書館	視聴覚教材（ビデオ・DVD作品等）を揃え、視聴覚教材の団体貸出とこども映画会を通して学校教育、特に視聴覚教育に寄与します。	経常事業
学校評議員制度	学校教育部学校管理課	学校運営に保護者や地域住民の参画を求め、地域に根ざした学校教育の充実を図ります。	経常事業
複式学級解消事業	学校教育部学校教育推進課	複式学級を有する小学校に補助員を配置し、学年ごとにきめ細かい学習指導の充実を図ります。	経常事業
小中学校司書支援事業	学校教育部学校教育推進課	子どもの読書環境向上のため、全市立学校に学校司書を配置します。	経常事業

◇施策の展開（２）安心して過ごせる多様な居場所の提供

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
郡山市放課後児童児童クラブの指定管理運営	こども部こども総務企画課	放課後児童クラブの施設目的を効果的に達成するため、指定管理者による管理運営により利便性の向上を図るとともに、クラブ運営や児童の育成支援の質の向上を図ります。	評価対象事業
夏季休業期間のこどもの居場所づくり事業	こども部こども総務企画課	放課後児童クラブの夏季休業期間の分室を設置し、待機児童となっている高学年を対象に夏季休業期間の居場所づくりを推進します。	評価対象事業
子ども食堂支援事業 【再掲】	こども部こども総務企画課	本市が事務局となり、市内の子ども食堂と支援企業等が「子ども食堂ネットワーク」を形成し、子ども食堂の運営等に関する意見交換や情報共有を行うとともに、登録している子ども食堂に対し市民や支援企業等から寄附のあった商品券や食材等を配付するほか、寄附金を原資とした各種活動への支援などを行います。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
希望ヶ丘児童センター運営事業	こども部子育て給付課	幼児及び児童へ健全な遊びを与え、健康増進と豊かな情操の発達を促すとともに、もちつき大会やドッジボール教室など年間を通して各種の行事を開催し、子ども同士、保護者及び地域住民が交流できる機会を提供します。	経常事業
民間放課後児童クラブ補助事業	こども部こども総務企画課	市に届出をし、運営基準を遵守している民間事業者への運営費補助により利用料の低減を図ることで、保護者の選択肢を拡大し、民間放課後児童クラブとの連携による待機児童の解消を推進し、児童の安全・安心の増進を図ります。	経常事業

◇施策の展開（３）小児医療体制の充実及び心身の健康に関する正しい知識の普及と相談支援

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
小学校フッ化物洗口	学校教育部学校管理課	子どものむし歯予防を図る目的の一つにフッ化物洗口があり、実施を希望する小学校について継続支援を行います。	経常事業
救急医療体制確保事業	保健福祉部保健所健康政策課	救急医療体制を維持するため、二次救急医療を担う救急告示病院等の運営経費の助成を行うとともに、休日・夜間急病センター及び休日在宅診療当番医制を運営します。	経常事業

◇施策の展開（４）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
若者への消費者啓発の実施	市民部セーフコミュニティ課	若者の消費者トラブルの未然防止を図るため、出前講座やメール等による啓発を実施します。	経常事業

◇施策の展開（５）いじめ防止

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
スクールカウンセラー配置事業	学校教育部総合教育支援センター	いじめや不登校等の課題や児童生徒の悩み等の解決のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーを配置するとともに、専門性を高めるための研修を行います。スクールカウンセラーの配置については、学校規模や現場のニーズ等に応じて、担当する学校や1日の勤務時間等の見直しを図ります。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
いじめ防止等啓発事業	学校教育部学校教育推進課	「郡山市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止リーフレットを活用するなどして、児童生徒の人権意識を高め、いじめのない環境づくりを推進します。	経常事業

◇施策の展開（６）不登校のこどもへの支援

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
適応指導事業（「ふれあい学級」）	学校教育部総合教育支援センター	子どもたちの様々な悩みや問題行動に対して、教育相談体制を充実させるとともに、直接体験の機会を提供するなど総合的な支援を行います。	評価対象事業

◇施策の展開（７）体罰や不適切な指導の防止

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
郡山市立学校教職員服務倫理対策検討委員会	学校教育部学校管理課	児童生徒への体罰等を含む不祥事根絶に向けた具体的な取組等を協議し、その内容を市立学校へ発信することで、教職員一人一人が当事者意識を持ち、不祥事根絶に向けての具体的な取組につながるよう働きかけます。	経常事業

3 〈青年期〉

すべての若者が社会の一員として尊重され自己実現できる地域づくり

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	自分自身に満足していると感じている若者の割合	今現在の生活が充実しているか(学びや就労、社会参画も含めて)を表す指標	44.3% (15～39歳) ※令和6	55.0%
2	困難体験のある(あった)若者のうち、相談・支援機関を知っており実際に利用した割合	本人や家族のニーズに応じて、学びや労働などに関する支援の情報を取得できているか、またその機会を創出できているかを示す指標	29.5% ※令和6	40.0%
3	若者支援において市の施策が推進されたと感じる官民の支援者の割合	個別事業や関係機関の連携・協働による支援体制の推進など若者施策の推進度合を表す指標	新規のため 数値なし	50.0%

◇施策の展開(1) すべての若者の生きる権利の保障

【評価対象事業】

事業(取組)名称	所属	事業(取組)概要	評価対象事業/ 経常事業
ひきこもり支援事業	保健所保健・感染症課	ひきこもりが長期化し社会生活の再開が著しく困難となっている者の家族や支援者が、ひきこもりへの理解を深め、正しい知識や適切な接し方を学ぶことを目的とし、ひきこもり家族教室や支援者・市民向け講座を開催します。	評価対象事業
子ども・若者育成支援推進事業 【再掲】	こども部こども総務企画課	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を総合的に推進するため、部局間連携及び公民連携による協働ワークショップを実施し、子ども・若者支援施策の検討とその実現を目指します。	評価対象事業
福祉まるごと支援事業 【再掲】	保健福祉部保健福祉総務課	家族や地域社会の変化に伴い複雑化・複合化する課題解決を支援するため福祉まるごと相談員を市内3か所に配置し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行います。	評価対象事業

◇施策の展開（２）希望と必要に応じた学びの機会の保障

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援事業） 【再掲】	保健福祉部保健福祉総務課	市内在住の生活保護受給世帯又は生活困窮世帯等の小・中学生を対象に、高校受験のための学習支援の機会を提供、高校生等を対象に、自習の場の提供や高校中退防止等に向けた相談支援を実施します。	評価対象事業

◇施策の展開（３）働きがいのある就労と多様なキャリア形成の実現

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
多様な働き方支援事業	農商工部産業雇用政策課	15歳から59歳までの幅広い世代の不安定就労者、就労困難者及び就労支援希望者を対象に、社会参加と生活基盤の安定のため、カウンセリングや職業的自立に向けた就労支援を行います。	評価対象事業

◇施策の展開（４）若者の意見表明と社会参画の推進

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
高等教育機関探究授業の伴走支援 【再掲】	市民部ダイバーシティ推進課	国際ビジネス公務員大学校などの探究授業の伴走支援を通して、地域課題に対する若者意見を聴取し事業等に反映する。	評価対象事業

◇施策の展開（５）若者の社会的包摂を実現するための体制づくり

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
子ども・若者育成支援推進事業	こども部こども総務企画課	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を総合的に推進するため、部局間連携及び公民連携による協働ワークショップを実施し、子ども・若者支援施策の検討とその実現を目指します。	評価対象事業

◇施策の展開（6）結婚を希望する方への支援、結婚等に伴う新生活への支援

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
結婚新生活支援事業	こども部こども総務企画課	少子化対策の推進を図るため、経済的な理由により婚姻に踏み切れない男女に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（住居費、引越費用）について経済的支援を行います。	評価対象事業
郡山市未来をつむぐ婚活支援事業	こども部こども総務企画課	若者の婚活を応援するため、県のオンライン型のマッチングシステム「はぴ福なび」の入会登録料（1万円）の半額を補助します。	評価対象事業

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	子育て費用（教育費含む） が家計の最も負担となっ ている世帯の割合	子育ての経済的負担感を表す指標	10.7% (未就学児) 16.6% (小学生) ※令和6	5.0% (未就学児) 10.0% (小学生)

◇施策の展開 経済的支援

【再掲】Ⅰ-4-(4)子どもの貧困対 経済的支援

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
こども医療費助成事業	こども部子育て給 付課	平成24年10月に対象年齢を18歳まで引き上げて以降、出生時から18歳までの児童にかかる医療費の自己負担額を全額助成する充実した子育て支援事業として実施しています。	評価対象事業
市営住宅多子世帯向け優先 募集の実施	建設構想部住宅政 策課	市営住宅の毎月の募集において、3LDK程度の広い部屋の一部を多子世帯向けとして、優先枠で募集します。	評価対象事業
市営住宅子育て世帯向け優 先募集の実施	建設構想部住宅政 策課	市営住宅の毎月の募集において、子育て家庭の経済的負担の軽減のため、一部を子育て世帯の優先枠で募集します。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
保育所等保育料無料化・軽減等事業	こども部保育課	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、認可外保育所に入所する第一子児童に係る保育料の無料化・軽減等を実施します。	経常事業
多子世帯保育料軽減事業 （認可外保育施設）	こども部保育課	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳未満の児童が2人以上いる世帯の第2子以降を対象に、認可外保育施設の保育料の一部を助成します。	経常事業
認可保育所保育料軽減事業	こども部保育課	認可保育所入所児童が3歳未満で、その世帯において18歳未満の第3子以降の場合に保育料を減額します。	経常事業
出産育児一時金	市民部国民健康保険課	国民健康保険被保険者が出産したとき、出産児1人につき500,000円（産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産や海外・自宅での出産、又は妊娠12週以上22週未満での出産（流産・死産）の場合は488,000円）支給します。	経常事業
児童手当	こども部子育て給付課	次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、高校生年代までの児童を養育している家庭に手当を支給します。	経常事業
学校給食費支援事業	学校教育部学校管理課	学校給食を通じた食育の推進が教育活動の一環であることから、給食費を全額公費負担することで、子育て世帯の負担軽減を図ります。	経常事業

2 地域子育て支援、家庭教育支援

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	住んでいる地域が子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	保護者の子育てに対する安心感を表す指標	67.5% (未就学) 61.1% (小学生) ※令和6	80.0% (未就学児) 70.0% (小学生)
2	子育てについて不安や負担が大きいと感じる保護者の割合	保護者の子育てに対する不安や負担感を表す指標	12.8% (未就学児) 16.9% (小学生) ※令和6	現況値を下回る

◇施策の展開 保護者の孤立を防ぐための地域子育て支援、家庭教育支援

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
ファミリーサポートセンター事業	こども部子育て給付課	地域における子育てサポート体制の整備を図るため、地域のネットワークの充実を図りながら取り組み、会員同士の相互援助活動を進めます。	評価対象事業
養育支援訪問事業	こども部こども家庭課	妊娠期から出産後間もない期間の家事や育児を支援する「産前・産後ヘルパー派遣事業」（母子手帳交付後の妊婦及び出産後1年以内の母等が対象）と、子育てに不安や問題を抱える家庭に助産師等を派遣する「育児家庭訪問事業」（小学校就学前の児童がいる家庭が対象）を実施します。	評価対象事業
子育て短期支援事業	こども部こども家庭課	保護者の仕事や疾病等のため、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、施設等で養育・保護を行います。	評価対象事業

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
家庭教育充実事業	教育総務部生涯学習課	保護者等が子どもたちの発達段階に応じた行動や考え方を理解し、子どもたちの健全な人格形成を図るため、家庭教育に関する学習会等を開催します。	評価対象事業
家庭教育ふれあい事業	教育総務部中央公民館	少子化・核家族化等で孤立しがちな親子の居場所づくりと子育ての不安解消を図るための情報提供を行うとともに、子育てサポーターの養成を行います。また、中央公民館託児室を始め、各公民館のスペースを子育て中の親子に開放することにより、地域住民とのふれあいの場を提供します。	評価対象事業
保育所の優先入所	こども部保育課	児童虐待防止や仕事と家庭の両立支援の観点から、特に支援を必要とする家庭の児童やひとり親家庭の児童について、保育所への入所を優先します。	評価対象事業
地域子育て支援センター事業	こども部子育て給付課	地域子育て支援センターにおいて子育てに関する相談を受けることにより、子育ての不安感の軽減や、親子のふれあいや情報交換を図ります。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業	こども部子育て給付課	「ニコニコこども館」において、子育ての相談、親子のふれあい、親同士子ども同士の交流を図るため、様々な事業を実施し、総合的な子育て支援を図ります。	経常事業
子育て移動サロンの実施	こども部子育て給付課	地域子育て支援センターで実施している移動子育てサロンを市内の公共施設において開設し、親子の交流の場を提供します。	経常事業
子育てNPOとの協働による子育て支援	こども部子育て給付課	きめ細やかな子育て支援事業を実施するため、子育て支援に積極的なNPOの特性や専門性を有効活用します。	経常事業

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
子育てボランティアの活用による子育て支援	こども部子育て給付課	地域での子育て支援の活性化を促進するため、郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」を中心とした子育て支援センター事業において子育てボランティアを活用します。	経常事業
子育てサークル代表者会議の開催	こども部子育て給付課	各地域において子どもや子育てに関する様々な活動を行っている子育てサークルの代表者が会議において活動報告や情報交換等を行い、子育ての知識・技術を高めます。	経常事業
子育て応援パスポート事業	こども部子育て給付課	企業と行政が協力して子育てしやすい環境を整備することにより、子育て世帯を社会全体で支える気運を盛り上げます。	経常事業
子育て支援サイトによる情報提供	こども部保育課	保育所・幼稚園の入所・入園をはじめ、母子保健や医療、教育等子育てに関する様々な情報を子育て支援サイトへ掲載し、市民に広く提供します。	経常事業
子育てハンドブック等による情報提供	こども部子育て給付課	子育ての不安や悩みを解消するため子育てハンドブック等を作成し、育児方法や市の子育て支援施策、子どもの遊び場などの情報を提供します。	経常事業
希望ヶ丘児童センター運営事業 【再掲】	こども部子育て給付課	幼児及び児童へ健全な遊びを与え、健康増進と豊かな情操の発達を促すとともに、もちつき大会やドッジボール教室など年間を通して各種の行事を開催し、子ども同士、保護者及び地域住民が交流できる機会を提供します。	経常事業

3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	出産前後の母親の就業継続率	子育てしながら働きやすい環境の醸成に関する指標	91.3% (正規社員) 87.7% (非正規) ※令和6	現況値を上回る
2	育児休業を取得した父親の割合	共働き・共育での推進に関する指標	18.7% (未就学児) 3.4% (小学生) ※令和6	30.0% (未就学児) 30.0% (小学生)

◇施策の展開 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

【評価対象事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
育パパサポート奨励事業	農商工部産業雇用政策課	男性従業員の育児休業を奨励するため、従業員に対して奨励金を支給します。	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
乳児保育事業	こども部保育課	保護者の産後休暇・育児休暇からの職場復帰を支援するため、0歳児を対象とした乳児保育を行います。	経常事業
民間放課後児童クラブ補助事業 【再掲】	こども部こども総務企画課	市に届出をし、運営基準を遵守している民間事業者への運営費補助により利用料の低減を図ることで、保護者の選択肢を拡大し、民間放課後児童クラブとの連携による待機児童の解消を推進し、児童の安全・安心の増進を図ります。	経常事業

4 ひとり親家庭への支援

○基本目標を達成するための成果指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2023年 (令和5)	達成目標 2029年 (令和11)
1	ひとり親家庭の親の正規職員・従業員の割合 (自営業を含む)	ひとり親の就労支援に関する指標	52.1% (母子世帯) 87.7% (父子世帯)	58.0% (母子世帯) 89.6% (父子世帯)
2	ひとり親家庭(母子世帯)の所得中央値	ひとり親への経済支援に関する指標	138万円 (貧困線144万円) ※令和4	貧困線(※)を上回る

◇施策の展開 ひとり親家庭への支援

※【再掲】Ⅰ-4-(3) こどもの貧困対策 保護者の就労の支援

※【再掲】Ⅰ-4-(4) こどもの貧困対策 経済的支援

【評価対象事業】

事業(取組)名称	所属	事業(取組)概要	評価対象事業/ 経常事業
母子自立支援事業 【再掲】	こども部こども家庭課	ひとり親家庭の自立を促進するため、就業に必要な知識・技能の習得に対する給付金を支給するとともに、養育費の確保に関する支援や民間賃貸住宅の家賃の支援、さらには、学習支援員を派遣し、こどもの学力向上や基本的な生活習慣の習得を支援します。	評価対象事業
ひとり親家庭医療費助成事業 【再掲】	こども部子育て給付課	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と健康福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	評価対象事業
市営住宅ひとり親世帯向け優先募集の実施 【再掲】	建設構想部住宅政策課	市営住宅の毎月の募集において、一部をひとり親世帯の優先枠で募集します。	評価対象事業
ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業 【再掲】	こども部こども家庭課	ひとり親家庭等のこどもに対し、学習支援員を派遣することにより、基本的な生活習慣の習得支援、生活指導や学習支援を行います。※対象取組「母子自立支援事業」に含まれる	評価対象事業

【経常事業】

事業（取組）名称	所属	事業（取組）概要	評価対象事業/ 経常事業
児童扶養手当 【再掲】	こども部子育て給付課	母子、父子家庭の保護者や、親に代わってその児童を養育している方に対して手当を支給します。	経常事業
養育費についての弁護士相談事業 【再掲】	こども部こども家庭課	母子家庭の母等から経済的・社会的自立を図るための相談に応じる際、養育費の取り決めや確保について助言を行います。	経常事業
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【再掲】	こども部こども家庭課	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、無利子または低利子で各種資金（修学、就学支度、修業等）の貸付を行います。	経常事業
公正証書等債務名義作成支援事業 【再掲】	こども部こども家庭課	養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料や、調停申立てに要する収入印紙代等の費用を助成します。※対象取組「母子自立支援事業」に含まれる	経常事業
ひとり親世帯家賃等支援事業 【再掲】	こども部こども家庭課	ひとり親世帯が居住する民間賃貸住宅の家賃低廉化を行う賃貸人や、新規入居時に家賃債務保証契約を結ぶひとり親に対し、住宅セーフティネット制度を活用して補助を行います。※対象取組「母子自立支援事業」に含まれる	経常事業
母子・父子福祉センター事業 【再掲】	こども部こども家庭課	母子家庭等に対して様々な相談に応ずることのほかに、生業指導や技能習得の助言を行う等、母子家庭等に対する総合的な支援を行います。	経常事業
養育費保証契約支援事業 【再掲】	こども部こども家庭課	公正証書等を作成しているひとり親が、保証会社と養育費保証に関する契約を締結した場合の契約費用を助成します。※対象取組「母子自立支援事業」に含まれる	経常事業

